

APT: Asia-Pacific Telecommunity = アジア・太平洋電気通信共同体

設立

国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)が、アジア電気通信網計画の完成の促進とその後の有効な運営を図るための地域的機関として1976年にAPT憲章を採択。1979年に同憲章が発効し、APT設立。

APTは、APT憲章第1条においてITU憲章(1973年)第32条に合致する地域的電気通信機関として位置付けられており、ITUと連携して活動を行うことが期待されている。

目的

アジア太平洋地域における電気通信の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信などの地域的政策調整を行う。

メンバー

加盟国 34カ国
準加盟地域 4地域
賛助加盟員 125社
(電気通信事業者及びメーカー、団体)

事務局(タイ・バンコック)

事務局長 山田 俊之(日本)
事務局次長 クライソン・ポーンステイ

(タイ)

以下、職員約22名。

- ・アフガニスタン
- ・オーストラリア
- ・バングラディシュ
- ・ブータン
- ・ブルネイ
- ・カンボジア
- ・中国
- ・フィジー
- ・インド
- ・インドネシア
- ・イラン
- ・日本
- ・韓国
- ・北朝鮮
- ・ラオス
- ・マレーシア
- ・モルディブ
- ・マーシャル諸島
- ・ミクロネシア
- ・モンゴル
- ・ミャンマー
- ・ナウル
- ・ネパール
- ・ニュージーランド
- ・パキスタン
- ・パラオ
- ・パプアニューギニア
- ・フィリピン
- ・サモア
- ・シンガポール
- ・スリランカ
- ・タイ

準加盟地域(4地域)

- ・ベトナム (投票権なし)
- ・クック諸島・マカオ
- ・香港
- ・ニウエ

